

第11回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：令和元年7月19日（金） 16:30～17:15

場所：大阪府咲洲庁舎50階 迎賓会議室

出席者：会長	市橋 康伸（大阪府財務部税務局長）
副会長	燈田 豊（大阪市財政局税務総長）
大阪府財務部税務局	梶原 稔（税政課長）
	新開 徹（税政課参事）
	大野 智子（税政課税務企画補佐）
	小川 久藏（徴税対策課長）
	亀坂 雄一（徴税対策課事業税補佐）
	北田 晃一（徴税対策課不動産補佐）
	大垣 浩一（徴税対策課自動車税補佐）
	竹中 誠一（徴税対策課納税補佐）
大阪市財政局税務部	藤原 稔之（税務部長）
	岩岡 広晃（管理課長）
	西田 佳宏（管理課システム等担当課長代理）
	池邊 正雄（課税課長）
	森 優（固定資産税担当課長）
	森本 浩史（収税課長）

会議の概要：

1 開会

（会長）

大阪府及び大阪市の税務事務について、住民サービスの向上や効率的な事務運営、適正・公平な賦課徴収並びに自主財源である府税及び市税の確保を図るため、府市の間でしっかりとした連携・協力体制を構築してきた。

今後は、これまでに構築した府市の連携・協力体制をより強固なものとし、住民サービスの向上や事務の効率化、職員の人材育成など、府市連携の取組みをさらに進めてまいりたい。

また、6月に法定協議会が再開され、大阪都構想の論議が進められているが、どのような組織形態であっても、税務行政に間違いは許されないことから、適正・公平な地方税の賦課徴収という税務行政の本来の責務を果たすためにも、法定協議会等の動きを注視しつつ、府・市の税務部門に共通する賦課徴収全般にわたる課題等について、今後とも協議・調整してまいりたい。

2 議事

(1) 法人関係申告等受付窓口の実施状況について

●サービス向上部会から資料説明（資料1）

納税者の利便性を高めるため、平成25年4月に大阪府新別館北館地下1階の中央府税事務所総合窓口と船場法人市税事務所分室を併設し6年が経過した。3月決算法人の申告が集中する5月末には受付をスムーズに行うため特設受付窓口を設置するなど円滑に運営している。

法人関係申告書の受付及び納税証明書の発行実績について報告させていただく。

平成30年度に府市申告等受付窓口で受け付けた申告書の件数は、大阪府が27,565件（前年比88.6%）、大阪市が21,109件（前年比91.8%）であり、府市ともに平成30年度の受付件数が減少しているが、これは電子申告・申請

(eLTAX) の利用率の増加によるものと思われる。

申告受付件数に占める府市申告等受付窓口での割合は、大阪府で 3 割以上、大阪市で 2 割以上を占め、府市ともに前年度より割合が増加している。

平成 30 年度に府市申告等受付窓口で発行した納税証明書は、大阪府が 29,826 枚で中央府税事務所が市内全体の 6 割以上、大阪市が 4,930 枚で船場法人市税事務所分室が市内全体の 7.6% (36 拠点で梅田市税事務所に次いで 2 番目に多い発行実績) の発行実績があり、府市ともに府市申告等受付窓口での発行割合が前年度より増加している。

以上のことから、府市申告等受付窓口は、法人関係申告書の受付や納税証明書の交付において、多くの納税者に広く認識され、定着しているものとする。今後も納税者サービスの更なる向上に向けて相互に協議等を行いたいと考えている。

(2) 法人関係共同調査業務の取組状況等について

●課税部会から資料説明 (資料 2)

平成 30 年度は、平成 29 年度に引き続き、大阪府・大阪市がそれぞれ保有する情報を有効活用し、事務所等設立の届出書を提出していない法人を捕捉するため、届出書提出の催告を行った。

新規登録件数の向上を図るため、平成 30 年度の新たな取り組みとして、府市双方の事務所等設立の届出書及び返信用封筒を同封し、571 件の催告を実施した。このうち、新規登録件数 380 件の法人が届出を行い、催告実施件数は昨年度とほぼ同件数でありながら、平成 29 年度に比べ 3 割程度新規登録件数が増加するなど、一定の効果が得られた。

もう一つの取組として、府市の事務担当者を対象とした法人住民税の事例研修を実施した。平成 30 年度については、課題等を把握するため、大阪市からの参加者に対してもアンケートを行った。

アンケートの結果からは、研修内容は高度な内容であり、大阪府と考え方を共有することができたなど、一定の評価は得ているものの、事例研究の題材の大半が事業税の内容であったので、グループワークに積極的に参加できないなどの意見があった。

今年度の取組としては、法人関係共同調査業務については、大阪府・大阪市がそれぞれの調査により新規法人を捕捉するため、昨年度同様に府市双方の設立届及び返信用封筒を催告文書や互いの団体への提出を求める案内文にあわせて同封し発送する取り組みを引き続き行うこととした。

法人住民税の事例研修については、今年度も府が開催する研修に市の担当者が参加することで、府市間の認識の共有を図るとともに、双方の実務能力の向上のための研修を実施していきたいと考えている。

また、市側参加者のアンケートの結果を踏まえ、研修の参加者を募る際の早い段階に研修内容を提示し、受講者の事前準備期間を確保することで、より効果的な研修となるような工夫を行うこととした。

(3) 個人住民税の適正課税の推進等に関する取組状況について

●課税部会から資料説明 (資料 2)

個人住民税の適正課税を推進するため、課税部会において設置を目指し、平成 27 年 4 月に設置された「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」であるが、同会議での決定事項に基づき、平成 30 年度の個人住民税において、大阪府を含めた府内全市町村で特別徴収義務者の一斉指定が実施された。

本取組みは、事業主に対し、従業員に支給する給与からの特別徴収を徹底いただくことで、給与所得者の利便性を向上させるとともに、納期内納付率の向上を図るものであったところ、平成 30 年度の特別徴収実施割合については、イに記載のとおり 85.6%と前年比 4.5 ポイント増、47 都道府県中 22 位と、前年の 37 位から大きく上昇した。府内全市町村による一斉指定の実施により、個人住民税の適正課税に向け大きな前進が図られたものと考えている。

平成 30 年度の特別徴収の一斉指定の実施により、「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」については、設置当時の目的を達成し、一定の成果を確認できたことから「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」は全団体の総意により終了することとなった。

ついでには、部会設置時に目途とした個人住民税の適正課税の推進についても一定の成果があったものとし、「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」の終了を受け、府市連携事業としても終結することとする。

なお、特別徴収義務者の指定推進については、今後も大阪市を含む府内全市町村にて継続的に進めていただきたい。

●主な質問、意見等

(大阪市)

特別徴収義務者の一斉指定については、報告いただいたとおり大変意義のある結果が得られたところ。これを受けて府市連携事業としては終結することであるが、引き続き、本市を含めた各市町村とも、特別徴収の指定推進に継続的に取り組んでいくこととなる。ついては、30 年度に実施した一斉指定の結果を踏まえ、今後も引き続き取り組むべき、又は新たに浮き彫りとなった課題等にはどのようなものがあるのか。

(大阪府)

制度の継続的な周知が必要であり、他府県を含めた市町村の取扱いの平準化が課題である。また、総務省による普通徴収に切り替える申出理由の統一を図る動きがあり、今後も継続して情報収集をしていく必要があると考える。

各々の課題については、大阪府・大阪市の 2 者間で解決できるものではなく、総務省を含めた全国規模での課題であると認識している。

(大阪府)

大阪府としても、引き続き特別徴収の制度周知について今後も取り組んでいくが、推進会議が終了し、各市町村に継続した取組みをお願いしたが、大阪市として令和元年度課税に向けて、平成 30 年度にどのような広報、協力依頼を行ったのか。

(大阪市)

平成 30 年 10 月 11 日に、市内の納税協会会長に対し、東納税協会長の協力のもと、特別徴収の推進に向け、各協会でのホームページでの周知・広報をお願いし、全 19 の納税協会と個別調整のうえ掲載をいただいた。また、平成 30 年 11 月 7 日に、近畿税理士会会長にも依頼を行い、近畿税理士会ホームページのトピックスとして、特別徴収推進について掲載いただいた。

(4) 合同滞納整理業務の H30 取組結果及び R1 取組内容の報告について

●徴収部会から資料説明（資料 3）

合同滞納整理業務としては、まず、法人関係税の府市重複滞納事案について、「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム 中央・船場徴収班」で取組を行った。

平成 30 年度の取組実績については、資料のアにあるとおり、中央府税事務所から船場法人市税事務所への情報提供は 198 件、このうち、船場法人市税事務所で処理を行ったものは 111 件、85,021,955 円。一方、船場法人市税事務所から中央府税事務所への情報提供は 35 件で、このうち、中央府税事務所で処理したものは 32 件、4,051,989 円となっている。これまでの取組みにより、大阪府・大阪市ともに処理が進み対象件数が減少してきている結果、府・市の合計ベースでは情報提供件数及び処理件数が昨年度と比較し減少しているが、処理金額は増加しており、引き続き一定の実績を挙げているものと考えている。

また、昨年 4 月に府・市で合同開催した滞納整理事務の新任者研修については、資料イにあるとおり、府・市それぞれの滞納整理の基本方針等をどの程度説明するのかといった研修内容や開催日程など、調整の必要な課題はあったものの、今年も引き続き 4 月に合同開催すべく調整を進めていたが、府・市双方の新規採用者向け全体研修との

日程調整がつかなかったことから、今年4月の合同開催は見送ることとした。

しかしながら今年度は、かねてより並行して検討していた、自治大学校研修生による講義及び7月31日～8月2日に開催される地方税共同機構主催の近畿ブロック徴収事務研修参加者による伝達研修を、9月10日(火)に合同開催することとしており、引き続き効率的な滞納整理職員の人材育成を図ってまいりたい。

今年度の取組についてであるが、中央・船場徴収班での合同滞納整理については、一定の実績を挙げていることを踏まえ、継続して実施したいと考えている。

また、合同研修については、引き続き実施したいと考えているが、より充実した内容とするため、今年度の実施状況や研修受講者の意見などを踏まえ、来年度に向けて研修内容や実施時期などを再度検討していきたいと考えている。

●主な質問、意見等

(大阪市)

合同研修について、滞納整理事務の新任者研修は、新規採用者向け全体研修との日程調整がつかず、実施を見送ったとのことだが、来年4月も同様の事情により実施が困難になることが想定される。

合同研修については、府・市の滞納整理職員の人材育成を効率的に行うため実施しているものと認識しているが、滞納整理事務の新任者研修については合同で実施する上での課題が多く、かえって非効率になる場合もあると思う。そういった観点も踏まえ、合同研修について、今後の方向性についてはどのように考えているのか。

(大阪府)

滞納整理事務の新任者研修を合同で実施することについては、府・市各々で実施していた研修を1回で実施できることや、それぞれで講師を担当することで講師の人数を減らすことができるなど、効率面でのメリットがある。一方、ご指摘のとおり、人事異動直後の限られた期間の中で、研修参加者の人数を把握することや、会場を確保する必要があり、また、取り扱っている税目や収納方法の違いなどについて、研修参加者が混乱しないよう、時間や会場を分けて実施するなどの配慮も必要であるなど課題もあることから、その調整等に費やす時間と実効性とを十分比較考量し、あらためて実施について検討したいと考えている。

なお、今年度は、自治大学校研修生の講義と近畿ブロック徴収事務研修参加者の伝達研修を新たに合同で実施することとしているが、当該研修受講者のアンケート結果等も踏まえ、来年度以降の研修が、合同研修の主旨・目的に沿った、より充実した内容となるよう、引き続き検討してまいりたい。

(5)税システムの運用課題について

●システム部会から説明(資料なし)

府・市の税務事務システムの運用に関する課題について、情報交換を図るため、平成31年1月28日に、大阪市役所6階財政局税務部会議室において部会を開催した。

主な課題としては、「大阪北部地震や台風21号等に伴うシステム対応」の他、5月1日に改元が予定されていたことから「システムにおける元号改正対応」等について情報交換を行った。

大阪北部地震に関しては、府・市ともに税務事務システムへの直接の影響はなかった。

台風21号に関しては、府では4か所の府税事務所等で停電等により回線の停止が発生し、税務事務システムが一時的に利用できない状況となった。

特に影響の大きかった泉南府税事務所では、停電もあったが、ケーブルの断線により、復旧までに1週間程度要することとなった。

このような状況から、府では、発電機や蓄電池等の整備、非常用の無線アクセス回線の導入等について、検討を進めている状況にあった。

また、市では一つの区役所で停電が発生し、税務事務システムをはじめとした住民情報系システムや庁内情報システムなど全システムが一時的に利用できない状況となった。

この際、自家発電装置を稼働させたが、非常用電源コンセントの不足、電力供給時間の把握や燃料調達ルートの確保など自家発電装置に関する課題が顕在化した。

次に、「システムにおける元号改正対応」について、府・市ともに、日付の表示については、新元号に対応できるよう準備を進めている状況で、年度の表示については、改元日以降も今年度中は平成31年度で対応を進めている状況にあった。

ただ、4月に入り、総務省から、改元日以降の会計年度の名称は、令和元年度とするとの連絡があり、府においては直ぐには対応することが難しいため、順次対応を行っている状況にある。市においては、市民影響のあるものについては早急に対応したところである。

●主な質問、意見等

(大阪府)

令和元年6月7日から8日にかけて大阪市で発生したシステム障害に伴う影響や発生時の対応、また、障害の原因や対策などについてお聞かせ願いたい。

(大阪市)

今回の障害で、6月7日12時20分ごろ統合基盤システムの2つのサーバーがダウンしたことによって統合基盤システムを経由する処理が不可能になった。本市の統合基盤システムは、基幹系システムにおける帳票発行の管理等を一括して行っているため、障害発生後は帳票発行が一切できなくなった。

障害期間(約21時間)は、住民票、課税証明書等の発行ができず、全市での影響は、これら証明書発行ができなかったものが5,472件、申請受付だけで処理が完了できなかったものが2,522件となった。

税務事務システムにおいては、障害期間中においても統合基盤システムを経由しない処理は可能であったため、電話による問い合わせ、帳票処理を伴わない異動処理には影響はなかった。また、台帳を照会することは可能であったため、必要に応じて画面で台帳内容を確認しながら、別途庁内端末を利用して証明書を発行していたために大きな混乱はなかった。

財政局のシステム担当における障害時の対応は、統合基盤システムを管轄するICT戦略室、税務事務システムの保守業者と連携をとりながら、休日予定していたバッチ処理への影響調査、部内・市税事務所への休日連絡体制の確保等を行い、障害復旧後は障害期間中の影響調査、未発行帳票一覧の作成等を行っていた。

今回の障害は、サーバーとデータベースの間の通信が不安定となった場合に発生するデータベースソフトのバグによりデータベースを制御しているシステムファイルが破損したために本件事象が発生した。バグについてはデータベースソフトの提供元業者から提供される修正プログラムを適用する対策を実施するが、プログラムの適用可否の判断に時間を要するため、その間は暫定措置をとることとしている。

3 閉会

(副会長)

課税部会からの報告及び意見交換での発言もあったが、昨年度実施された府内全市町村における特別徴収義務者の一斉指定は、大変意義のある結果が得られた。大阪市では、給与所得者が多いこともあり、先行して平成28年度から段階的に特別徴収義務者の指定に取り組んだため、周辺市町村で指定されていない法人から、「大阪市だけなぜ指定するのか。」といった問い合わせもあったが、府内一斉指定を行った平成30年度は、そのような問合せもなく、当初課税事務を円滑に進めることができ、かつ特別徴収義務者の指定割合を上昇させることができた。しかし一方で、制度の継続的な周知が必要であるといった、新たな課題も浮き彫りとなったところであり、大阪市としても特

別徴収の推進に引き続き取り組んでいく。

また、徴収部会の意見交換にもあったが、平成 30 年度より開始された府市合同での新任者研修について、今年度日程調整の関係で開催を見送られる結果となり、その背景にある課題を踏まえ、研修の実施について検討を行うこととなる。

このように、新たな取組みについてはその実施状況を検証し、そこで浮き彫りとなる課題を整理し、これに対応していくことが重要であり、そのためには、これまで以上に緊密な府市間における連携が不可欠であると考えている。

最後に、本会議の開催に当たって、会長の挨拶にもあったが、現在、法定協議会で新たな大都市制度の論議が進められている。適正・公平な賦課徴収を行い、税収を確保することが、税務部門における府民・市民のための最大のサービスであることを念頭に置きつつ、様々な課題に対し、大阪府・大阪市の税務部門が一層の協力をしていかなければならないと考えており、今後ともよろしく願います。